

[別紙1]

## 鳥取県造林事業費補助金の事務手続きについて

1. 実施計画の策定（事業を実施する前年度の3月20日）

2. 補助事業の実施

3. 交付申請

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、  
もしくは各地方事務所に郵送又は持参してください。

○原則、雪起こしは6月末、下刈りは9月末  
その他の施業種は、8月末、11月末、1月末まで

※特定機関については、事業着手前に補助金の交付申請ができる

4. しゅん工検査

5. 交付決定（※交付額の確定と併せて行う。）

6. 補助金の支払い

○問い合わせ先

【全般】

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

電 話:0857-26-7305 メール:moridukuri@pref.tottori.lg.jp

【各地方事務所】

○東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 0858-72-3826

○中部総合事務所農林局林業振興課 0858-23-3182

○西部総合事務所農林局農林業振興課林業振興室 0859-31-9678

○西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課 0859-72-2021